

名古屋地方裁判所委員会（第24回）議事概要

1 日時

平成27年9月29日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 上野朝子，大輪芳裕，小島孝之，柴田和範，寺本政司，
平野裕加里，蛭川 清，藤田千晴，松田京子，加藤倫子，
森本和明，加藤幸雄，倉田慎也

（説明者） 寺元義人（民事第2部裁判官）

（事務担当者） 白木益美（事務局長），荻野紀生（民事首席書記官），早川
生麻（民事訟廷主任書記官），山内一正（民事第2部主任書
記官），加納政直（民事第2部書記官），伊藤広美（民事訟
廷事務官），橋本昌也（総務課長），原 千恵（総務課課長
補佐），鳥井幸治（総務課庶務第一係長）

4 協議テーマ

DV事件の現状について

5 議事

- (1) 委員長代理の指名，新任委員の紹介
- (2) DVD（配偶者からの暴力の根絶をめざして）視聴
- (3) 保護命令手続の概要（法改正の要点）及び裁判所の役割について
- (4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (5) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日時

平成28年2月18日（木）午後1時30分

イ 協議テーマ

女性職員の管理職員への登用拡大のための具体的方策について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- DVで悩んでいる女性は多いが，裁判所に申立てまでする人は少ないと思う。
また，申立てをするにあたり提出する書類が多いのではないかと。
- 法律の要件が細かく定められているため，提出書類が多くなってしまいが，裁判所としても，申立書にチェック式の項目をできるだけ多く入れるなど記入しやすくなるよう配慮をしている。
- 精神的に悩んでいる状態で，多くの書類を作成しなければならないため，なかなか申立てまで踏み切れないのではないかと。支援センター等の職員が代筆するような形であれば利用しやすいのではないかと。
- △ 代筆して申し立てたケースはないが，支援センターの職員が付き添って裁判所に来庁し，申立てを行ったケースはある。
- 保護命令にどれだけの効果があるのか不明である。
- △ 保護命令を発令した後，警察及び支援センターに連絡をして連携を図っており，抑止力は期待できる。
- 行政機関のDV窓口部署で働いた経験があるが，裁判所に申立てを行うということは，生命や身体に重大な危害を受けている場合ではハードルが高い印象がある。また，本人のみで申し立てることは難しく，資力もあまりない場合については，法テラスを紹介するケースがある。
- 法テラスの相談は資力に応じて2回までは無料である。また，弁護士に依頼した場合でも，弁護士料を資力に応じ分割して支払うこともできる。
- 分割で支払うにしても，後々払い続けなければならないのは，大変であるという声は聞いたことがある。
- 法テラスでは，生活保護を受給する状態になると，最終的に免除になる。しかし，訴訟で勝訴するなど，相手から支払いがある場合については，法テラスに払っていただくケースはある。
- 精神的に辛い状況にあるので，本人申立てをするのは，大変であると思う。手

続を進める上で、弁護士がつくことは多いのか。

- △ 約半数の事件について弁護士がついており、残りの半数の方は本人申立てである。本人申立ての場合でも、裁判所としては立場上、内容に踏み込んでのコメントはできないが、申立書の記載方法について、できるだけ一般論的なアドバイスはしている。
- 申立書について、例文的なものを作成していただけると良い。
- △ 多様かつ複雑なケースがあることと、また、定型的な例文を示すと、その形式に縛られてしまう危険性があるため、記載例までの作成は難しい。
- 暴力を振るうDV加害者には、精神的に疾患のある場合もあるのではないかと。
- 医療関係機関の認識として、DVによる暴力自体は問題ではあるが、殺人等の重大な犯罪ではないため、医療の立場からは強制措置にまで進めるのは難しい。
- △ 加害者が、被害者に対して暴力を振るったことについて悔いている場合でも、夫婦げんかの延長線上などを理由に、むしろ相手の方も悪いなどと弁解をするケースが多い。
- 保護命令の禁止事項に違反した場合に罰則規定があることについて、裁判所から加害者に伝えているのか。加害者は、裁判所から言われたことについては、非常に気にしているため、逮捕されることもあることも伝えていただきたい。
- △ できる限り伝えている。特に、暴力に対する受け止めの認識が低い加害者については効果があるため、今後も伝えていくよう心掛けたい。
- 保護命令の接近禁止期間は6か月では足りないと思われるが、どういう根拠に基づいているのか。
- △ 6か月は法律で決められた期間である。この間に事態が改善されない場合には、再度、申立てをすることができ、結果的に6か月ごとに様子を見ていくことになる。なお、再度申立てをする割合は約1割程度である。
- 報道機関では、実名での報道を原則としているところ、保護命令が出ているかどうかは一般的には情報がないため、実名や住所等を報道してしまい、相手方に情報が漏れてしまう危険性があるが、裁判所ではどのような配慮をしているのか。

- △ 裁判所では、申立時や記録の閲覧等のどの場面においても、不用意に相手方に情報が漏れないように徹底しているが、裁判手続以外で漏れてしまうことについては把握できない。
- 保護命令の制度は緊急避難的な制度と認識している。被害者の住所等が相手方に知られていない状況等では、被害者は制度を利用しようとは思わないのではないか。また、事案ごとで違いはあると思うが、どの程度であれば、認められるかといった基準的な情報を支援センター等と共有することによって制度の利用が促進されると思う。
- 保護命令の要件を満たさないケースには、要件を満たすまでの事実がない場合と証拠が足りない場合とあると思うが、どちらが多いのか。
- △ 証拠が足りないことで要件が満たされないケースは少ない。DV事件では、ほとんどの場合証拠はなく、あるとしても診断書や写真程度である。

なお、証拠が全く出ない場合については、本人それぞれの話を聞いて判断することが多い。
- 愛知県は、申立件数は少ないと聞いたが、認容率については全国に比べるとどうなのか。
- △ 全国の認容率については8割程度であるところ、ここ3年ぐらいの名古屋地裁管内の認容率は6割から7割程度となっており、全国平均よりも低くなっている。もっとも、事案は様々であり、命令を出さなくても調整できる場合には、取り下げることもある。ただし、却下するような事件はあまりない。
- 命令とあわせて家庭裁判所の離婚訴訟を申し立てる事案では、弁護士がついて進めていくことはよくある。
- 家庭裁判所での手続において、子の親権を得るなど審理を有利に進めるために、保護命令手続を申し立てるケースもあるのか。
- △ そのような目的での申立てであろうと推測できる事案はある。しかし、そのような事案については注視をしているし、家庭裁判所においても単に保護命令が出ていることによる判断はしていないはずである。
- DV事案による被害者について、検察庁としては刑事事件として調査する際

に、その心情については特に配慮を行っている。被害者本人が混乱状況にあって、事実を語る事が難しい状況であると理解した上で、時間をかけて真実を引き出し、適切な手続を進めることが重要である。

- 裁判所では、申立人と相手方との接触防止について特別な配慮はしているのか。
- △ 事前に、相手方との接触が適切でないとの情報がある場合については、裁判所に来庁する日を別にするなどの配慮をしている。仮に、同一日になったとしても接触しないよう、特段の配慮をしている。
- 現在は裁判所において十分な配慮をしていただいていると感じる。以前は「申立人待合室」や「相手方待合室」に相手がいるであろうと推測できる状況ではあったが、別室を用意して対応しているし、終了後も別々の時間帯にて帰宅するような配慮がされている。配慮が必要な場合は裁判所に事前に伝えるとよいと思う。
- 暴力的な事案になりうるとの情報があれば、警備員を配置してトラブルを避けるような配慮もしている。そういう意味でも、あらかじめ早急かつ正確な情報提供をお願いしたい。